

## 事業完了（廃止等）報告書

### 調査研究期間等

|          |  |
|----------|--|
| 調査研究期間   | 委託を受けた日 ～ 平成29年3月17日   |
| 調査研究事項   | <p>&lt;委託研究Ⅱ&gt;</p> <p>【三重県】</p> <p>ア. 設置の需要に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町教育委員会における設置等に関する要望状況調査</li> <li>・県内の自主夜間学級の利用者等を対象とした設置等に関する要望状況調査</li> <li>・県内の利用者の通学の便を考慮した適切な設置場所に関する調査</li> </ul> <p>イ. 入学要件や受け入れに関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間学級を設置している自治体の入学要件や事務負担の分担の在り方等に関する研究</li> <li>・利用者の受け入れにあたっての必要経費に関する研究</li> </ul> <p>ウ. 教員の配置その他学校運営に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間学級の教員の配置、勤務形態の在り方、教室確保の在り方等に関する研究</li> <li>・夜間学級特有の教育課程や指導方法に関する研究</li> </ul>  |
| 調査研究のねらい | <p>文部科学省が平成26年9月に実施した「中学校夜間学級に関する実態調査」によると、三重県には16の日本語教室等があり、高齢者や外国人等が学んでいる現状がある。また、本県は外国人居住者が多く、日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率が高い。これら外国人居住者や家庭事情等により就学できなかった人、不登校等により義務教育を十分に受けられなかった義務教育修了者への支援の場として、中学校夜間学級に対する需要の可能性はある。</p> <p>しかし、中学校夜間学級の設置にあたっては、市町教育委員会や自主夜間学級利用者等の設置に対する要望の把握、南北に長い本県での設置場所、教員配置や運営等、調査研究し、検討すべき課題が多くあると考えられる。</p> <p>そこで、中学校夜間学級設置に関する要望等の調査・分析、地理的条件も考慮した設置場所等の検討が必要である。また、中学校夜間学級を設置している他自治体を視察して、それぞれどのような実態や取組があるのかを知り、入学要件や他市町村在住者の受け入れ体制、教員配置や勤務形態、教室確保の在り方等の研究が必要である。</p> <p>本調査研究により、本県における中学校夜間学級設置の要望を把握して、本県に適した中学校夜間学級の在り方を検討する。また、形式卒業生や不登校対策に繋がる可能性についても模索する。</p> |
| 調査研究の成果  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県教育委員会、県内市町教育委員会及び県関係部局代表で構成する「検討会議」を立ち上げ、中学校夜間学級のあり方への認識を</li> </ul>  |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>共有しつつ、本県における中学校夜間学級設置等にかかる検討課題の洗い出し等を行った。(年2回実施)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 検討会議メンバーを中心とした先進地視察では、中学校夜間学級を設置している市区教育委員会や学校等(京都市、東京都墨田区・葛飾区・足立区)を訪問し、授業の参観や懇談により、実際の生徒の姿に接するとともに、運営方法、教員配置や校舎設置等において、様々な実態や課題等があることを認識することができた。また、全国夜間中学校研究大会への参加により、実践報告や分科会協議で、入学要件や受け入れの際の諸要件について理解を深めた。</li><li>・ 市町教育委員会や関係課と連携し、実態把握のため調査を実施したところ、県内にいわゆる自主夜間中学はないものの、それに類する日本語教室や識字教室等が多くあること等が明らかになった。(県内の日本語教室数は32箇所・13市町、外国人の子どもの学習支援教室数は8箇所・6市あるが、その他にも市町教育委員会が実施主体となっている日本語教室や識字教室等もある。)</li><li>・ 現時点では夜間中学設置や教育確保法第15条にある協議会(それに類する会議体を含む)設置を具体的に考えている市町はないが、就学機会のさらなる充実に向けて、本県の実情を踏まえながら、市町教育委員会や関係団体等と連携し、取組を推進していきたい。</li></ul> |
|--|---|

中学校夜間学級の設置促進事業  
にかかると報告書

平成29年3月  
三重県教育委員会

| 目次  |                    | ページ |
|-----|--------------------|-----|
| I   | はじめに               | 1   |
| II  | 調査研究の取組            | 2   |
| III | 先進地視察              |     |
| 1   | 京都市立洛友中学校          | 4   |
| 2   | 全国夜間中学校研究大会        | 5   |
| 3   | 足立区立第四中学校／足立区教育委員会 | 7   |
| 4   | まとめ                | 8   |
| IV  | 県内の状況把握について        |     |
| 1   | 現状                 | 10  |
| 2   | 実施予定の調査            | 12  |
| V   | おわりに               | 13  |

## I はじめに

中学校夜間学級（以下、「夜間中学」という）とは、戦後の混乱期のなかで、生活困窮などの理由から昼間に就労または家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和20年代初頭に中学校に付設された学級である。法律上の位置付けとしては、学校教育法第1条で規定される学校における二部授業であり、学校教育法施行令第25条第5号により行うことができるものである。

昭和30年頃には全国で設置数が80校を数え、三重県内にも1校（上野市立崇広中学校昭和25年9月～昭和39年3月）があったが、社会情勢の変化等に伴って減少し、平成28年現在は、全国で設置されているのは8都府県31校のみである。そこでは、幅広い年齢層の人々が、中学校修了や日本語習得などを目的に学んでおり、視察の際にも、年齢や国籍にとらわれることなく、いきいきと学習する姿を見ることができた。

国からは、平成27年7月に不登校など様々な事情から実質的な教育を受けられないまま学校の配慮などにより卒業した者（いわゆる形式的卒業生）で、中学校で学び直しを希望する者について、夜間中学での受け入れを可能とすることが適当であるとの通知<sup>(注1)</sup>が示された。また、平成28年9月には、不登校となっている学齢生徒の夜間中学での受け入れが可能であること<sup>(注2)</sup>も示された。

さらに、平成28年12月7日に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（以下、「教育機会確保法」という）」が成立し、全ての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられた。

三重県内自治体には、夜間中学は設置されていないが、文部科学省が平成26年9月に実施した「中学校夜間学級に関する実態調査」によると、三重県に16の日本語教室等があり、高齢者や外国人等が学んでいる現状がある。また、本県は外国人居住者が多く、日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率が高い。これら外国人居住者や家庭事情等により就学できなかった人、不登校等により義務教育を十分受けられなかった義務教育修了者への支援の場として夜間中学に対する需要の可能性があると考えた。

そこで、文部科学省の「中学校夜間学級設置促進事業」により、県教育委員会、県内市町教育委員会及び県関係部局代表で構成する検討会議を立ち上げ、先進地の視察による夜間中学の実際と、本県における夜間中学設置の需要等について、調査研究することとした。

<sup>(注1)</sup> 平成27年7月30日付「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について（通知）」

<sup>(注2)</sup> 平成28年9月14日付「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」

## Ⅱ 調査研究の取組

### ○第1回検討会議【平成28年10月27日】

出席者：計9人（市町教委2人、県関係部局1人、県教委6人）

鈴鹿市教育委員会 教育支援課 主幹兼GL 市川 泰

津市教育委員会 人権教育課 人権教育担当副主幹・指導主事 鈴木 武史

県環境生活部 多文化共生課 副参事兼課長補佐兼班長 栗本 健光

県教育委員会事務局 教職員課 主幹 奥山 充人

生徒指導課 班長 山田 喜久、人権教育課 指導主事 豊田 憲幸

小中学校教育課 課長 花岡みどり、

課長補佐兼班長 萬濃 正通、指導主事 神戸 勝浩

#### 主な協議内容

##### ① 夜間中学についての認識

- ・夜間中学の実態や実際を知ることが必要である。

##### ② 県における夜間中学設置に関する現状把握

- ・調査を行い夜間中学設置の要望の有無を把握することが必要である。
- ・不登校生徒の中で、夜間中学で学び直しを希望する生徒がどれくらいいるかについて把握が必要である。

##### ③ 本県の識字学級及び日本語指導教室等の実施状況等の把握

- ・市町教育委員会を通じて、識字学級や日本語指導教室の実施状況を把握するとともに、夜間中学設置への要望の有無等を把握する必要がある。
- ・実態把握に際し、人権教育課及び多文化共生課等と連携が必要である。

##### ④ 各市町等教育委員会の認識

- ・今のところ、夜間中学設置について考えている市町はない。
- ・各市町等教育委員会担当者にも、夜間中学にかかる認識を持ってもらう必要がある。

##### ⑤ 夜間中学の具体的な内容

- ・形式卒業者の学び直しや現役中学生の入学希望に対する対応等、入学条件に関すること。
- ・設置する場合、どの市町が利用者にとって良いか等、設置に関すること。
- ・授業時数の確保や使用教材等、カリキュラムや授業に関すること。

#### ◇県内状況把握

10月末～12月 県内の日本語教室や識字教室に関する聞き取り  
取組等の調査

12月 ～1月 未就学者、在留外国人数、不登校児童生徒等の  
状況確認と整理

2月 ～3月 市町教育委員会の取組について聞き取り

◇先進地視察

第1回 【平成28年11月21日】

京都市立洛友中学校 訪問

第2回 【平成28年12月1日・2日】

第62回全国夜間中学校研究大会参加

葛飾区立双葉中学校／墨田区立文花中学校 見学

第3回 【平成29年2月23日・24日】

足立区立第四中学校／足立区教育委員会 訪問

○第2回検討会議【平成29年3月14日】

出席者：第1回検討会議に同じ

主な協議内容

① 事業報告内容について

- ・先進地視察等により、夜間中学で学ぶ人々の姿、それを支える授業や運営等に関する取組等、具体的様子を知ることができた。
- ・日本語教室や識字教室等の本県の現状を整理するとともに、各市町教育委員会の夜間中学設置等に係る現時点での意向を、確認することができた。

② 県内の状況把握について

- ・県内には海外にルーツを持つ人が多く生活していることから、日本語教室が多い。それらの状況をさらに詳しく把握をする必要がある。また、識字教室についても、同様に状況把握をする必要がある。
- ・県内では、不登校の状態で中学校を卒業した生徒の中には、通信制の高等学校へ進学する生徒もいる。不登校等の理由から十分な教育が受けられないまま卒業した者や、不登校となっている学齢期生徒へのニーズ把握についても検討する必要がある。

③ 次年度の方向性について

- ・市町教育委員会を対象に、県内の現状把握のための調査を実施する。

（調査内容例）

- ・日本語教室や識字教室、その他学習機会を提供する取組の状況
- ・日本語教室等の参加者の「夜間中学」入学へのニーズの有無
- ・検討会議を設置し、引き続き、調査研究を進めていく。

（検討内容例）

- ・学校や適応指導教室等での夜間中学等に対するニーズの把握
- ・本県の実情を踏まえた、就学機会の提供等の措置の在り方

### Ⅲ 先進地視察

#### 1 京都市立洛友中学校 視察 平成 28 年 11 月 21 日 (月)

15:40~17:20 学校説明

17:30~18:20 夜間部授業参観

18:25~18:45 質疑応答

18:50~19:15 校舎見学

(参加者)

津市教育委員会 人権教育課 人権教育担当副主幹・指導主事 芳岡 哲親

三重県教育委員会事務局 人権教育課 指導主事 豊田 憲幸

小中学校教育課 課長補佐兼班長 萬濃 正通

小中学校教育課 指導主事 神戸 勝浩

#### ○学校説明

- ・ 特例措置により年間の授業時数軽減している。
- ・ 非常勤講師を多く配置している。
- ・ 日本語の習熟度別学級を編成している。
- ・ 学校行事は年齢を考慮し工夫している。
- ・ 昼間部との交流授業を実施している。

#### ○夜間部授業参観

- ・ 日本語指導、英語、国語、数学の授業を参観した。
- ・ どの教室も、自発的に学ぶ生徒の姿があり、学習意欲の高さを感じ
- ・ 自己表現しても受け入れられる雰囲気があり、安心して学べる環境が形成されていた。

#### ○質疑応答から

- ・ 年間 660 時間程度の授業時数、1 校時 70 分間授業である。
- ・ 実生活と結びつく授業内容で、電子黒板やデジタル教科書等の ICT 機器を活用している
- ・ 教職員について
  - 【県費】27 時間の講師 (府、市で各 1 名)、2 時間の講師 (複数校勤務)
  - 【市費】常勤教員 (2 名)、非常勤教員 (1 名)、SC、学校司書
- ・ ボランティア (大学院生が多い) には市から交通費 1,000 円を支給している。
- ・ 生徒の状況によって、最大 6 年間在学が可能である。
- ・ 不登校生徒 (学齢期) の受け入れも行っており、昼間部で増加傾向にある。
- ・ 生徒指導課が所管している。

#### ○校舎見学

- ・ 統合により使われなくなった校舎を活用し、学習環境が整えられている。
- ・ 図書館の蔵書が充実しており、渡り廊下にも書棚を配置している。

## 2 第 62 回全国夜間中学校研究大会参加

平成 28 年 12 月 1 日（木）・2 日（金）

場所：東京都墨田区ユートリアすみだ生涯学習センター ほか

（参加者）三重県教育委員会事務局 人権教育課 指導主事 豊田 憲幸

小中学校教育課 指導主事 神戸 勝浩

<12 月 1 日（木）>

### ○全体会

- ・「教育機会確保法案」にかかる報告、法案の成立により就学を希望する者に対して就学の機会を提供する義務が生じ、協議会設置ができるようになる。
- ・国は夜間中学を各都道府県に最低 1 つ設置し、安定した夜間中学の運営を目指している。
- ・今後、就学中の不登校生徒の受入が増加していくことが予想される。
- ・夜間中学に通う生徒からの体験発表では、「平等を取り戻すために学んでいる」、「学校に行きたくても行けない理由は、人それぞれである」、「中学校夜間学級のことをたくさんの人に知ってもらいたい」などの思いを強く訴えていた。

### ○記念講演：野山 広（国立国語研究所）

「学びの場の確保とリテラシー教育の重要性

～日本語の位置づけの多様性という観点から～

### ○学校見学

#### ◇墨田区立文花中学校

- ・習熟度に応じ、教科書や自作教材など工夫して活用され、全体に指示の後個別対応しながら進められていた。実技教科についても、少人数で個別指導の形で進められていた。また、PC やプロジェクタが完備され、ICT 機器活用による授業が展開されていた。
- ・給食は、自校調理方式により、調理したての温かい給食が提供されていた。
- ・昼間部と夜間部の職員室、教室は別々に設置されていた。

#### ◇葛飾区立双葉中学校

- ・学校見学を通し、年齢や国籍等に関わりなく、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立して生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上させていかなければならないと感じた。

<12 月 2 日（金）>

### ○領域別分科会

#### ◇第 1 分科会 「教育内容・授業」

- ・夜間中学で目指すべき学力の視点から、多様な生徒の実態に対応する教育課程や授業について交流した。
- ・東京・足立四中、大阪・天王寺中、広島二葉中の三校より、夜間中学でめざすべき学力の視点から、多様な生徒の実態に対応する教育

課程や授業の編成について報告があった。

◇第5分科会 「増設・教育条件・PR活動」

- ・夜間中学の増設、教育条件の改善、PR活動等について、現状と課題を出し合い取組を交流した。
- ・葛飾区立双葉中、東大阪市立布施中から学校での取組報告があった。

○教科別分科会

◇日本語A 入門

- 「近畿の夜間中学校における日本語“入門期”指導について」  
～自らのアイデンティティを自覚し、自分自身の解放への道筋とし、  
夜間中学生の相互理解につながる教材づくりと実践をめざして～  
洪 浩秀（尼崎市立成良中学校琴城分校）

◇日本語B 国語

- 「日本語能力に差異のある多様な生徒への授業実践報告」  
都夜中研国語科
- ・足立区立第四中、八王子市立第五中、葛飾区立双葉中、墨田区立文花中大田区立糀谷、江戸川区立小松川第二中から、各校の授業や指導の工夫が報告された。
- 「身近なものに目を向けた読み物教材について」  
前川紀子（大阪市立天満中学校）
- ・教材開発、生徒の実態に基づいた教材選び等について報告された。

【交流会】

- ・年間学習計画を作成し、生徒の実態に基づいて教材のルビを外したり、教材の組み合わせを変えたりして授業を組み立てている。
- ・習熟度別にクラス編成し、前年度と学習内容が重ならないように教材づくりを行っている。
- ・「みえこさんのにほんご」が使いやすい。過去のバージョンのものも、ダウンロードできるようにしてほしい。
- ・昼間部に不登校生徒を対象とする不登校特例校が、夜間部に夜間中学校があり、その双方の生徒が参加する学校行事や交流学习で、生徒の学習意欲の向上をめざしている。
- ・設置する場所については、中学校の設置基準を満たす必要があり、空き教室を活用している。教育センター等を活用するには、運動場の確保等工夫が必要である。
- ・校舎にエレベーターがなく、通学をあきらめる生徒もいる。

○全体会C

- ・委員会からの報告では、教員数の不足が報告された。
- ・各校、標準5名を確保してほしいとの要望があった。
- ・閉会行事では、教育機会確保法案の成立を受け、夜間中学の拡充に繋がる今後の取組について考えていかなければならないことが挙げられた。

### 3 足立区立第四中学校 視察／足立区教育委員会 訪問

平成 29 年 2 月 23 日（木）・24 日（金）

（参加者）鈴鹿市教育委員会 教育支援課 主幹兼 G L 市川 泰  
三重県教育委員会事務局 小中学校教育課 指導主事 神戸 勝浩

< 2 月 23 日（木） > 足立区立第四中学校夜間学級 視察

16：30～17：20 学校説明

17：30～18：30 夜間学級授業参観

18：40～19：15 質疑応答

#### ○学校説明

- ・ 校長、副校長とも昼夜を兼務している。
- ・ 職員室、教室は夜間学級専用、特別教室については共用している。
- ・ 都内在住、都内勤務で通学が可能な者で学齢期を過ぎた者のみ対象に、入学を認めている。区外からの通学者から特別な費用の集金はない。
- ・ 文部科学省から研究校として特別予算が充てられている。
- ・ 文科省が作成したリーフレット、学校作成したパンフレットを活用し、校長会で夜間学級を PR している。
- ・ 学校説明会の開催、区報の活用により周知している。
- ・ 教員の多くが再任用、高齢のため、その確保が課題、異動は都内の夜間学級設置校の間で行われることが多い。専門の養護教諭がない。

#### ○夜間部授業参観

- ・ 日本語の習得度合による学級編成、日本語指導には自主開発教材を使用している。
- ・ 実態に応じた個別指導が中心の授業形態であり、いずれの教室も、生徒の学習意欲が高く、積極的に授業に参加していた。また、教員とのやり取りから、お互いに信頼関係を築くことができていることが伺われた。

< 2 月 24 日（金） > 足立区教育委員会訪問

9：30～11：00 教育委員会説明及び質疑応答

#### ○教育委員会説明及び質疑応答

- ・ 教員の異動は、夜間中学間で行われることが多い。
- ・ 生徒数が途中入学により増加した場合、講師で対応している。
- ・ 足立区の場合、学校運営関係を「教育指導課」が、学籍関係を「学務課」が、費用負担関係を「経理課」が行っている。
- ・ 担当課、区長、学校で協議会を設置している。
- ・ 日本語習得のみを目的とした夜間学級への入学は認めていない。
- ・ 学校説明会には、地域の人も参加することがある。
- ・ 不登校対応のノウハウを積んでいくことが、今後の課題である。
- ・ 近隣の市町の状況を把握することも、夜間中学の運営では大切である。
- ・ 今後は貧困対策と関連付けた動きも必要となってくる。

#### 4 まとめ

調査研究事項である入学要件や受け入れに関すること、教員の配置その他学校運営に関すること等の課題意識を持って先進地視察を行い、得た知見を以下の5点に整理した。

##### <設置場所について>

- 統合により使われなくなった校舎を活用し、学習環境が整えられている学校があったが、全国的には、昼間に授業が行われている校舎に設置されていることが多いようである。職員室・教室は夜間学級専用のもを使用し、特別教室については共用とする学校もあった。

学校への車による通学を禁止する規則が設けられている学校もあり、設置に当たっては、その多くが交通の利便性について配慮されていた。

- 本県に設置するに当たっては、小中高等学校の使われていない教室や昼間のみ使われている教室、教育センターや生涯学習施設、教育支援センターなどの教室について、状況を把握する必要がある。また、本県においても、交通の利便性についての配慮が必要である。

##### <入学要件について>

- 教育委員会と連携し、以下のような内容で入学に係る面接を行っていた。
  - ・ 毎日、通学することが可能か（距離的な問題はないか）。
  - ・ 教材費、給食費等の支払いは可能か（事前に現金で集金）。
  - ・ 試験登校することはできるか（未卒者：2週間、既卒者：4週間）。
  - ・ 日本語以外の教科の学習も取り組むことができるか。

また、教室数の関係から、生徒の受入上限を100人としていた。

入学対象者を、都内在住か都内勤務とするなど広域に受け入れる場合と、市内在住の者のみと限定する場合があった。学齢期の生徒の受け入れについては、不登校生徒の受け入れがある場合と、学齢期を過ぎた者に限定する場合があった。

##### <必要経費について>

- 常勤教員、非常勤教員、スクールカウンセラー、学校司書などが配置されており、国・府・市共に教職員給与等を負担している。

※別途、ボランティアへの交通費も予算化

年齢に関係なく就学援助費を負担している自治体は多く見られた。

一方、全ての生徒に通学費、特別活動費等の費用を負担している自治体もあった。

- 視察先の学校では、区域外からの通学者等に対して特別な費用の集金は行っていなかったが、本県において設置市町以外の市町から通学する場合は、市町間で経費負担を協議することも考えられる。

<教員の配置、勤務形態の在り方について>

- 校長・副校長ともに昼夜兼務、教員の多くが再任用で、実技教科の担当教員や養護教諭が不足しているとのことであった。
- 本県に設置するに当たっては、通常の中学校と同様に学級編成及び教職員定数を算定することとなるが、これに加え、加配教員、特別支援教育支援員、日本語指導や通訳の専門家等の配置についても考える必要がある。

<教育課程や指導方法について>

- 日本語の習得度によってクラス分けされ、年度途中でのクラス替えや多様な生徒の実態に対応する教育課程や授業の編成が行われていた。また、学校行事は年齢を考慮し、工夫されていた。

年間660時間程度の授業時数に軽減されていた。また、生徒の状況によって最大6年間在学できるよう配慮されていた。

- 夜間中学に通う生徒は、それぞれ背景が異なり、年齢・国籍等による生活経験や学力も異なることから、本県に設置するに当たっては、実態に応じた様々な工夫をこらした教育を行う必要がある。

なお、学齢を経過した者のうち、その者の実情に応じた特別の指導を行う必要がある場合は、特別の教育課程によることが可能となる制度改正（平成29年度施行）が予定されている。

#### IV 県内の状況把握について

##### 1 現状

###### (1) 県内の日本語教室、識字教室等の状況について

平成 26 年 9 月に実施された「中学校夜間学級に関する実態調査」（以下「平成 26 年 9 月調査」という）にある、県内 16 の「自主夜間中学・識字講座等」は、今回調査研究を進める中で、「日本語教室」や「識字教室」にあたることがわかった。

本県は、県内総人口に占める外国人住民の割合が、平成 27 年末現在 2.37 %で、全国第 4 位であることもあり、多くの市町で日本語教室が実施されている。検討会議の中で、公益財団法人 三重県国際交流財団のホームページ上に記載の日本語教室等で実施されている、国際交流協会や NPO 法人等による、外国人住民や子どもたちの日本語を学ぶ取組の情報を共有した。（県内の日本語教室数は 32 箇所・13 市町、外国人の子どもの学習支援教室数は 8 箇所・6 市）

また、上記の計 40 箇所以外にも、市町教育委員会が実施主体となっている日本語教室や識字教室等もあり、該当市町教育委員会の取組やそこでの学習の様子についても、検討会議の中で情報共有し、日本語や文字の習得を中心に、外国人住民や高齢者を対象に、おおむね週 1 回程度実施している様子などが把握できた。

現段階では、これらの日本語教室や識字教室の中に、自主夜間中学・自主夜間学級という名称で活動しているものはない。今後、市町教育委員会等を通じて、さらに詳細に実態を調査し、そこで学ぶ人の中に夜間中学に対する需要があるかを把握する必要があると考える。

###### (2) 義務教育未修了者について

平成 22 年の国勢調査によると、学齢を超過した者の中で、義務教育を修了していない者が、全国で少なくとも 12 万 8000 人（国勢調査上「未就学者」として把握、日本人が約 12 万人、外国人が約 8000 人）おり、その中に夜間中学で学ぶことを希望する者が一定含まれると考えられる。

同調査結果で、三重県の「未就学者」は、2206 人であり、その内訳は以下のとおりである。

###### 【県内未就学者】年代別内訳（平成 22 年国勢調査による）

|         |      |         |        |   |        |
|---------|------|---------|--------|---|--------|
| 15～19 歳 | 92 人 | 20～24 歳 | 85 人   |   |        |
| 25～29 歳 | 66 人 | 30 歳以上  | 1963 人 | 計 | 2206 人 |

### (3) 不登校児童生徒等について

不登校児童生徒数は、平成 27 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果によると、全国で小中学校合わせて約 12 万 6000 人（小中学生の 1.26%）となっており、3 年連続で増加している。その支援にあたっては、一人ひとりの特性に合った学び方を尊重し、多様な教育機会を提供することが重要であり、その観点から、昼間の中学校で不登校となっている生徒が希望する場合には、夜間中学で受け入れ支援を行うことも可能である。現在のところ、学齢期の不登校生徒が通学している夜間中学はない。

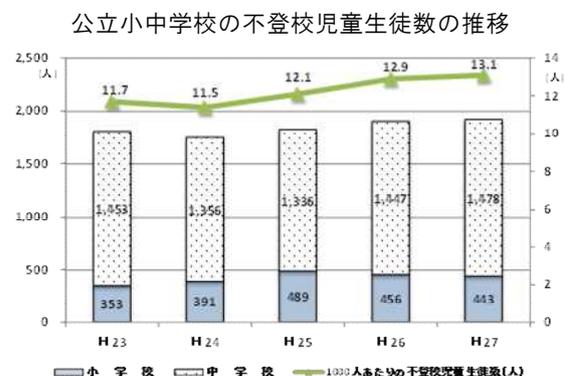
また、不登校等で中学校課程の大部分を欠席していた等の事情により、実質的に義務教育を受けていない者について、一定の要件のもと、入学希望既卒者の夜間中学での受け入れを検討する必要があることが、国から示されている。平成 28 年 9 月現在、入学希望既卒者の受け入れについては、夜間中学を設置している 25 市区中、21 市で受け入れ可能、4 市で今後受け入れを検討としている。また、既に 22 校の夜間中学に 63 人が入学している。

### <平成 27 年度 公立中学校における不登校の状況（三重県）>

本県の不登校児童生徒数は、平成 27 年度は 1921 人で平成 26 年度と比較して 18 人増加している。（前年度比 0.9%増）

1000 人あたりの不登校児童生徒数は平成 27 年度が 13.1 人で平成 26 年度と比較して 0.2 人増加している。不登校児童生徒のうち、90 日以上欠席している児童生徒数は 1065 人（小学校 195 人、中学校 870 人）で、全体の 55.4%である。

本県の不登校児童生徒数は、国私立小中学校を合わせると、1982 人で 1000 人あたりの不登校児童生徒数は 13.2 人となる。



### (4) 外国籍の者について

在留外国人数については、平成 27 年度末に全国で約 223 万人と過去最高となっており、外国人児童生徒等も増加傾向にある。三重県内の外国人住民数も増加傾向にあり、(1)にも記載のとおり、県内総人口に占める外国人住民の割合は平成 27 年末現在 2.37%で、全国第 4 位となっている。

これら在留外国人の中で、義務教育を十分に受けられなかった人が、夜間中学の教科指導や外国人児童生徒教育等を通じて学ぶことは、本人の社会的

・経済的自立につながるとともに、社会の安定・発展にとっても大きな意義があると考えられる。

なお、国の手引きには、「夜間中学は学校として各教科等の指導を行うものであり、必要な日本語指導は行いつつも、例えば専ら日本語学習のみを目的とした入学は適切でないことに留意が必要」と示されている。

#### 【県内状況】

三重県内外国人住民数 43,445人  
(前年比 1,820人増 平成28年12月31日現在)  
公立学校在籍の日本語指導が必要な外国人児童生徒数 2,058人  
(前年比 63人増 平成28年5月1日現在)

#### (5) 夜間中学設置等に向けた県内各市町の状況について

平成28年2月開催の中学校夜間学級検討連絡会では、夜間中学設置に関する問い合わせ等はなく、設置に向けた取組を予定している市町はなかった。

平成28年12月に教育機会確保法が公布されたことを受け、平成29年3月までに各市町に対し、夜間中学設置や協議会またはそれに類する会議体の設置についての意向を聞き取ったが、課題意識は持っているものの、現時点では設置を具体的に考えている市町はなかった。

## 2 実施予定の調査

今回の調査研究により一定の現状把握は進められたものの、教育機会確保法が成立し、全ての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられたこと等を踏まえ、さらに詳細を把握するため、次年度、市町教育委員会を対象に、次の内容の調査を実施する予定である。なお、本調査は内容の関連性や現場負担を考え、文部科学省の調査と時期を合わせ、補完的に状況を把握したい。

(市町教育委員会対象の調査内容例)

- ・日本語教室や識字教室、その他学習機会を提供する取組の状況  
(実施場所、実施主体、実施頻度、経費等)
- ・日本語教室等の参加者の「夜間中学」入学へのニーズの有無 等

また、上記の調査により検証するとともに、先進地視察で生じた新たな課題認識を踏まえ、例えば、入学希望既卒者や不登校となっている学齢生徒などの受け入れが想定されることから、学校や適応指導教室等でも、夜間中学等に対するニーズの把握を実施すること等についても検討していきたい。

## V おわりに

平成 28 年 12 月に成立した「教育機会確保法」により、地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられており、国は、全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学を設置することを目指すという方針を掲げている。

本年度の調査研究受託により、夜間中学について理解を深めるとともに、先進地視察等により、夜間中学の授業や運営等に関し、実際に学ぶ人々の姿に触れ、それを支える市区教育委員会の取組など、具体の様子を知る機会を得た。また、夜間学級にかかる調査研究のための検討会議を設置し、本県の現状を整理し直す中で、各市町教育委員会の現時点での意向を確認することはできたが、改めて市町教育委員会や関係団体等と連携して、実態把握のための調査等を行う必要性を認識することができた。

今後は、本報告書で一定整理した内容を基に、引き続き調査研究を行い、本県の実情を踏まえながら、就学機会の提供等の措置を講ずることができるよう、継続して取り組んでまいりたい。